

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 宮城県東松島市大曲字南浜1番地4

氏名 株式会社東部環境

代表取締役 工藤 豊和

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

秋田県知事 佐竹 敬久



許可の年月日 令和4年12月4日

許可の有効年月日 令和9年12月3日

1. 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類（「石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む」場合はその旨を記載する）

ア 燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）、イ 汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含む、

水銀含有ばいじん等を含む、含水率85%以下のものに限る。）、ウ 廃油、

エ 廃酸（水銀使用製品産業廃棄物を含む、水銀含有ばいじん等を含む。）、

オ 廃アルカリ（水銀使用製品産業廃棄物を含む、水銀含有ばいじん等を含む。）、

カ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む、自動車等破砕物を含む、

水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、キ 紙くず、ク 木くず、ケ 繊維くず、

コ 動植物性残渣、サ ゴムくず、シ 金属くず（自動車等破砕物を含む、

水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、

ス ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む、

自動車等破砕物を含む、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、

セ 鉱さい（水銀含有ばいじん等を含む。）、ソ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、

タ ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）、チ 13号廃棄物

以上17品目（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成14年12月4日 新規許可

平成19年12月4日 更新許可

平成24年12月12日 更新許可

平成29年12月4日 更新許可

令和4年12月4日 更新許可

5. 積替え許可の有無 有・無

市名

許可番号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

以下余白